

令和5年度

いじめ防止基本方針



東金市立城西小学校

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の基本的な人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。また、かけがえのない生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童が自らいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識し、いじめの問題に関する児童の理解を深め、誰もがいじめの当事者となることのない教育環境を整えることを念頭において、いじめ防止のための対策を行う。

2 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法（第2条）】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（1）定義に基づくいじめの判断（千葉県いじめ防止基本方針より）

- ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- イ いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- ウ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。
- エ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校いじめ対策組織」を活用して行う。
- オ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- カ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- キ インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ク いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等において

は、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

ケ 具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話、インターネット（SNS等）上で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(2) 留意点

- 児童生徒が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要がある。
- (1)で挙げた「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等の対策のための組織「学校いじめ対策組織」の設置（生徒指導委員会を包括して組織するもの）とする。

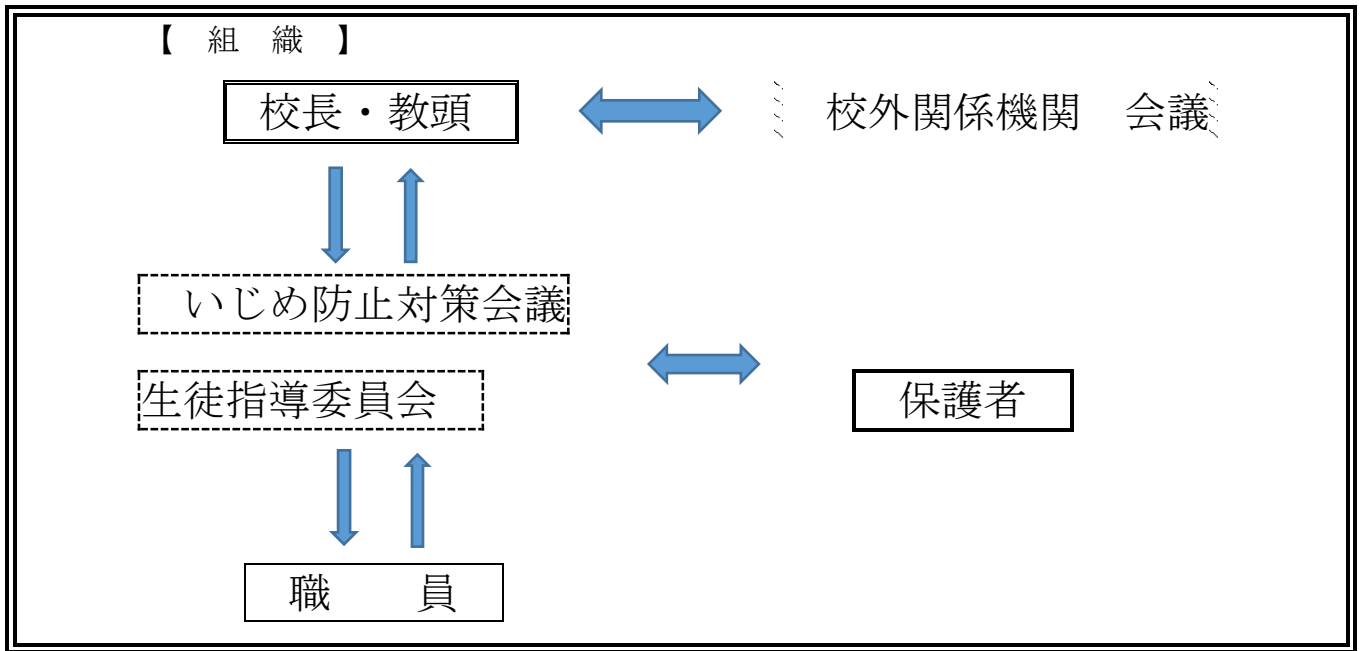
(1) 構成員

- ・ 校長 ・ 教頭 ・ 生徒指導部
- ・ 特別支援教育コーディネーター ・ 特別支援教育担当
- ・ 教育相談担当、長欠指導担当 ・ 推進委員：各学年主任

(2) 校外関係機関

- ・ 市教育委員会 ・ 警察 ・ 児童相談所 ・ スクールカウンセラー
- ・ スクールアドバイザー ・ 子育て支援課 ・ 学校医 等

(3) 組織図



(4) 流れ

- ① 問題発生
 - ※問題の大小を自分で判断しない。即時、担任（学年）が状況を把握する。
 - その旨、生徒指導主任・学年主任に報告する。
- ② 担任が学年主任へ相談をする。（学年会）
- ③ 学年主任から生徒指導及び教育相談主任へ報告、相談をする。
- ④ ③を受けて、必要に応じて緊急対策会議を開く。
- ⑤ 校長・教頭に報告する。※状況に応じて、職員へ周知する。

(5) いじめ防止等の対策のための年間計画（予定）

月	内 容
4月	・学級開き ・家庭訪問週間 ※いじめ防止啓発強化月間 SOS の出し方教育
5月	・人権カレンダーの作成
6月	・いじめ早期発見アンケート・教育相談週間 ・いじめゆるさない集会 ・お話カード
7月	・個人面談
9月	・教育相談強化月間（長欠も含む）
10月	・いじめ早期発見アンケート
11月	・教育相談週間 ・お話カード
12月	・いじめゆるさないスローガンの再確認
1月	・「子どもの心を大切にするアンケート（東金市全校実施）」
2月	・いじめ早期発見アンケート ・教育相談習慣 ・お話カード

4 いじめの未然防止

- (1) 教育相談活動を重視し、その充実を図る。
- (2) 生徒指導の機能を重視した授業を展開する。
- (3) 学級活動を計画的に推進し、その充実を図る。
- (4) 自発的な望ましい集団活動を推進する。
- (5) 生徒指導体制の確立を図る。

※生徒指導・いじめ長欠部会で共通理解を図り、いじめについて積極的認知を行い、指導に当たる。

- (6) 家庭、地域社会、関係機関・団体及び学校相互の連携を強化する。
- (7) 望ましい生活習慣の確立を図る。

※教育活動全体の中で行う。道徳、学級活動で意図的・計画的に指導する。

- (8) 進路指導、キャリア教育を充実する。
- (9) いじめ、不登校、非行等の防止及び解消に努める。
- (10) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす指導を行う。

※特に、「いじめは人間として許されない」という強い認識に立って指導に当たる

- (11) 学校全体として、校長をはじめ職員がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うように努める。
- (12) 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行う。
- (13) 学級活動や児童会活動において、いじめの問題とのかかわりで適切に指導・助言を行う。
- (14) 児童に幅広い生活体験を積ませ、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図る。
- (15) 職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払う。
- (16) いじめを行う児童に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととする。
- (17) いじめられる児童に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行う。
- (18) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。

5 いじめの早期発見

- (1) 「お話カード」を基にし、教育相談月間（6月・11月・2月）として面接を行う。

【お話カード回収後の流れ】

- ① 担任は、クラス全員の「お話カード」・「いじめアンケート」を確認する。
- ② いじめの要素がある場合は、学年主任、生徒指導主任へ報告する。
- ③ 学年（生徒指導部）でチームを組み、事実関係の確認をする。
- ④ チームは、記録を残し、事実確認後、緊急対策会議へ報告する。
- ⑤ ④を受けて、緊急対策会議を招集し、対応を検討する。

※保護者・関係諸機関への報告は、緊急対策会議で検討する。

- (2) 「生活・学習アンケート」（1学期末・2学期末）の集計及びその結果から子どもたちの生活のリズムや学習への意欲など子どもたちの個々の実態を把握する。また、学級として「今現在どう

あるのか」という分析の資料とする。

- (3) 職員は、日常の教育活動を通じ、職員と児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (4) 児童の生活実態について、聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努める。
- (5) いじめの把握にあたっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努める。
- (6) 児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応する。

6 いじめの相談・通報

- (1) いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて、事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応する。
- (2) いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所・警察等の地域の関係機関と連携協力を行う。
- (3) 校内に児童の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されている。また、それは、適切に機能するように努める。
- (4) 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制を整える。
- (5) 教育相談の実施にあたっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携を図られている。また、教育センター・人権相談所・児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底をする。
- (6) 児童の個人情報の取り扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱う。

7 いじめを認知した場合の対応

- (1) 学年主任・担任を中心に2人以上のチームを組みヒアリングを行う。
- (2) 生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭・スクールカウンセラーなどへいじめの認知があつたことを報告する。
- (3) 事実関係の確認は、チームで行う。
 - ①確認は原則、2人以上で行う。
 - ②当事者だけの情報だけではなく、友人などからも情報収集を行う。
 - ③当事者を知りうる旧担任や養護教諭・スクールカウンセラーなどと情報の共有を図る。
 - ④ケースによっては、保護者からの情報も得る。※個人情報の取り扱いとなるので、十分に留意する。
- (4) チームは、記録を残し、事実確認後、緊急対策会議へ報告する。
- (5) (4)を受けて、緊急対策会議を招集し、対応を検討する。
※保護者・関係諸機関への報告は、緊急対策会議で検討する。
- (6) いじめを受けた児童が信頼できる人(職員・児童)を見つけ、連携体制をとり、いじめを受けた児童に寄り添える体制を作る。
- (7) いじめを行った、もしくは関係のある児童、その保護者への対応については、いじめは人格を傷つ

け、人権を侵害し、生命・身体の安全を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

8 日常における指導

- (1) 学校のいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- (2) 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図る。
- (3) いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たる。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しない。
- (4) P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。

9 重大事態への対処について

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態発生と調査及び報告
 - ・重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 調査を行う組織
 - ・市教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 調査の実施
 - ・上記組織を中心として、質問票の使用等により事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記結果の情報及び報告
 - ・上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
 - ・SNS、インターネット等によるいじめを認識した際には、関係機関に対し、速やかに削除を依頼する等、情報の拡散を防ぐ措置を講じるものとする。

10 公表、点検、評価等について

- (1) 「城西小学校いじめ防止基本方針」について、ホームページで公表し、保護者・地域へ周知し、理解を図る。
- (2) いじめに関する調査やその分析を行い、その結果に基づいた対応をする。
- (3) 学校評価アンケート等の実施により、いじめ問題への取り組みを保護者、児童、職員等で評価する。
- (4) 年度毎にP D C Aサイクルに則って、年度ごとに「城西小学校いじめ防止基本方針」の見直しをする。

【参考文献】

- ・千葉県いじめ防止基本方針
- ・千葉県版教職員向けいじめ防止指導資料集
- ・生徒指導提要